

令和6年 11月15日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

日立市長 小川 春樹

市町村名 (市町村コード)	日立市 (202)	
地域名 (地域内農業集落名)	黒坂・高原・山部 (黒前村)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月12日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当該地区は高齢化が進み、遊休農地も多く、更なる増加が懸念される。効率的な作業ができない農地では、中心経営体への集積・集約も難しいことから、法人等による農地維持の検討が必要である。また、山間谷津田の多い地域のため、獣害が多発しており、今後も被害の増加が懸念される。

【地域の基礎的データ】

農業者:13人

主な作物:水稲、露地野菜、肥育牛

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・主食用米、飼料用米を中心に栽培を行う。
- ・農業者の高齢化や後継者不足が深刻であることから、個人による農地の持続的な利用は難しい。
- ・地域内外を問わず多様な法人等の誘致や、営農組織等による農地利用の仕組み構築、農地の保全について検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	206 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	67 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる地域とし、その区域に属さない農地は保全・管理を行う区域とする。

また、山間谷津田の多い地域であることから、比較的耕作しやすい平坦地を農業上の利用が行われる区域とし、傾斜地や進入に支障がある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地を預けたいときに、耕作者にこだわらない案件については、目標地図に基づき、農地中間管理機構を通じた貸し借りをを行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業者の高齢化や担い手不足が著しく、補助事業の活用が難しいことから基盤整備事業の検討予定はない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
就農希望者については、新規就農や経営規模の大小、個人法人の別にかかわらず、常陸太田地域農業改良普及センターや、JA常陸と連携し、相談から定着に向けたフォローを随時進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
水稲病虫害防除作業については、JA常陸が一括して実施し、市は費用の一部を負担する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①農作物被害を抑制するため、日立市鳥獣被害対策実施隊と連携し、わなの設置や駆除などについて迅速に対応する。
- ⑦中心経営体が耕作できない農地の管理については、多面的機能支払交付金の活用により、地域による維持管理を推進する。